

第89回 定時株主総会招集ご通知

開催 日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時

開催 場所

東京都千代田区大手町二丁目3番2号
大手町プレイス イーストタワー10階
当社会議室

決議 事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件
- 第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第7号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

目次

株主のみなさまへ……………	1
第89回定時株主総会招集ご通知 ……	2
議決権行使等についてのご案内…………	4
インターネット等による議決権行使のご案内…	5
株主総会参考書類……………	6
事業報告……………	30
連結計算書類……………	52
計算書類……………	55
監査報告……………	58
ご参考（TOPICS） ……	66

新型コロナウイルスに関するお知らせ

株主のみなさまにおかれましては、外出自粛が要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等によって事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

三愛石油株式会社

証券コード：8097

株主のみなさまへ

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

まずはこの度、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に謹んでお悔やみ申し上げます。また、感染症に罹患されたみなさま、および関係者のみなさまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、医療従事者をはじめ感染拡大防止にご尽力いただいている方々には心から感謝申し上げます。

さて、ここに当社第89回定時株主総会招集ご通知をお届けし、当社グループにおける事業の概況および株主総会の議案をご案内させていただきますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月

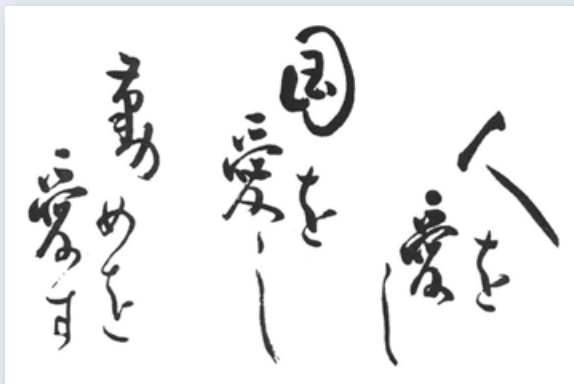


代表取締役会長
金田 準



代表取締役社長
塚原 由紀夫

経営理念



「人を愛し 国を愛し 勤めを愛す」は、創業者 故 市村清の掲げた創業(三愛)精神です。

株 主 各 位

(証券コード 8097)

2020年6月4日

(本店所在地)

東京都品川区東大井五丁目22番5号

(本社事務所)

東京都千代田区大手町二丁目3番2号

三菱石油株式会社

代表取締役社長 **塚原 由紀夫**

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染拡大防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主のみなさまにおかれましては、外出自粛が要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等によって事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使等についてのご案内」(4ページ)および「インターネット等による議決権行使のご案内」(5ページ)にしたがって議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月26日（金曜日） 午前10時
2 場 所	東京都千代田区大手町二丁目3番2号 大手町プレイス イーストタワー 10階 当社会議室
3 目的事項	報告事項 1. 第89期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第89期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 取締役賞与支給の件 第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件 第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 第7号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件
4 議決権の行使等についてのご案内	4ページに記載の【議決権行使等についてのご案内】および5ページに記載の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（ http://www.san-ai-oil.co.jp/ ）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記の株主総会の日時・場所等を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権行使をいただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<http://www.san-ai-oil.co.jp/>)

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日時

2020年 6 月 26 日（金曜日）午前10時

場所

東京都千代田区大手町二丁目3番2号
大手町プレイス イーストタワー 10階 当社会議室

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年 6 月 25 日（木曜日）午後5時40分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

2020年 6 月 25 日（木曜日）午後5時40分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内にしたがってご行使くださいようお願い申し上げます。

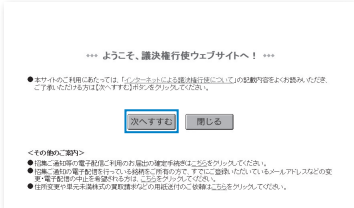
当社の指定する議決権行使サイト <https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

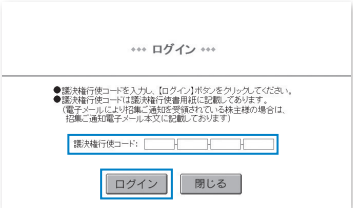
議決権行使期限： 2020年 6 月25日（木曜日）午後5時40分入力完了分まで

① 議決権行使サイトへアクセス



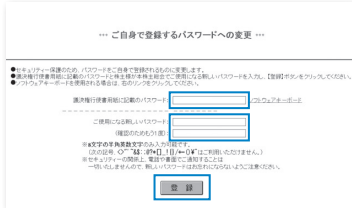
<https://www.web54.net> 「次へすすむ」をクリック

② ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

③ パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「初期パスワード」を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定して「登録」をクリック

※ 操作画面はイメージです。

以降は画面の入力案内にしたがって賛否をご入力ください。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権
行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家のみなさまへ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分ににつきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、業績に対応した配当をおこなうことを基本方針としつつ、長期的な視野に立った安定配当を維持するとともに、経営体質の強化と今後の事業展開などを勘案し、内部留保にも意を用いております。

この方針に基づき、第89期の期末配当につきましては、当期の業績に鑑み、1株につき普通配当14円とさせていただきたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 14円(普通配当) 総額 976,832,696円 なお、当社は当事業年度において中間配当（普通配当14円）を実施しておりますので、年間配当は1株につき28円（普通配当）となり、前事業年度に比べ1円の増配となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月29日

定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は、取締役会の監督機能の強化および業務執行の迅速化・効率化を図ることを目的として、執行役員制度を導入することといたしました。

これに伴い、現行定款第19条につき、取締役の員数の上限を15名から10名に減少させるものであります。

(2) 附則第1条につきましては、変更案第19条の効力発生の時を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(員数および選任) 第19条 本会社の取締役は、 <u>15名</u> 以内とし、株主総会において選任する。 2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	(員数および選任) 第19条 本会社の取締役は、 <u>10名</u> 以内とし、株主総会において選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
(新 設)	附 則 <u>第1条 第19条の変更は、第89回定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものとする。</u> <u>2. 本附則は前項の効力発生後に削除する。</u>

第3号議案

監査役3名選任の件

監査役水谷知彦、隼田洋および豊泉貴太郎の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名（うち社外監査役1名）の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	 みづたに ともひこ 水谷 知彦 (1957年8月20日生)	1980年 3月 当社入社 2012年 1月 同経営企画部長 2013年 6月 同監査・内部統制部長 2014年 6月 同常勤監査役（現在）	6,700株
	【監査役候補者とした理由】 同氏は、当社経営企画部長や監査・内部統制部長等を務め、当社の事業に精通するとともに、豊富な経験と幅広い見識を有し、現在、当社の常勤監査役として職務を適切に遂行いただいていることから、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。		
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 新任	 うえの あつし 上野 篤志 (1962年2月17日生)	1985年 4月 当社入社 2008年 5月 同石油事業部 卸売販売部 九州支店長 2015年 4月 同石油事業部 石油販売部 東京第二支店長 2019年 6月 同法務審査部長（現在）	7,200株
	【監査役候補者とした理由】 同氏は、石油事業における豊富な経験を有し、現在、法務審査部長として公正な審査をおこなうとともに、幅広い見識を有することから、当社の監査役として相応しい人材と判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任 社外 独立	 とよいづみ かんたろう 豊泉 貫太郎 (1945年10月17日生)	1970年 4月 弁護士登録、東京弁護士会所属（現在） 2004年 4月 慶応義塾大学法科大学院教授 2004年 6月 品川リフラクトリーズ株式会社社外監査役 2004年 7月 日本生命保険相互会社社外監査役（現在） 2016年 6月 品川リフラクトリーズ株式会社社外取締役（現在） 2016年 6月 当社監査役（現在） 【重要な兼職の状況】 弁護士 日本生命保険相互会社社外監査役 品川リフラクトリーズ株式会社社外取締役	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的知識・見識を有し、現に法律の専門家としての立場から当社の社外監査役の職務を適切に遂行いただいております。今後ともその職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 豊泉貫太郎氏は、社外監査役候補者であります。
 - (2) 同氏の当社での監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - (3) 当社は、会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、同氏との間で責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、この責任限定契約を継続する予定であり、この契約の内容の概要は、会社法第423条第1項に定める任務を怠ったことによる損害賠償責任を負うに至った場合に、金300万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額までに責任を限定するものであります。
 - (4) 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員に指定する予定であります。

第4号議案

取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の社外取締役を除く取締役8名に対し、当事業年度の業績などを勘案し、取締役賞与総額5,990万円を支給することといたしたいと存じます。

第5号議案

取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、2017年6月29日開催の第86回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額2,200万円以内（うち社外取締役分月額120万円以内）、監査役の報酬額を月額550万円以内（うち社外監査役分月額180万円以内）とご承認いただき、今日に至っております。

今般、役員報酬制度の見直しの一環として、業績および中長期的な企業価値と連動する報酬とし株主のみなさまとの一層の価値共有を進めるため、業績連動報酬を拡充するとともに第6号議案において株式報酬制度の導入をお諮りしております。これに加え、経済情勢および経営環境の変化に伴う取締役および監査役の責務の増大等諸般の事情を考慮いたしまして、取締役および監査役の報酬額を改めさせていただきたいと存じます。

取締役の報酬額につきましては、月額から年額に変更するとともに、賞与を含めた報酬として年額3億4,000万円以内（うち社外取締役分年額1,440万円以内）に改めさせていただきたいと存じます。なお、取締役に対する賞与を当該報酬限度額内で支給する運用は、2020年度の業績を勘案して支給する賞与から適用いたします。

また、監査役の報酬額につきましては、月額から年額に変更するとともに、その報酬額を年額8,000万円以内（うち社外監査役分年額1,440万円以内）に改めさせていただきたいと存じます。

なお、当社は、取締役の報酬の決定過程について、客観性および透明性を高めるため、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会を2020年4月1日より設置しており、上記取締役の報酬額改定につきましては、指名・報酬諮問委員会の審議および答申を踏まえ、取締役会にて本総会に付議することを決定しております。

現在の取締役は11名（うち社外取締役3名）ですが、本総会終結後、執行役員制度の導入に伴い取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。また、現在の監査役は5名（うち社外監査役3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されましても監査役の員数に変更はありません。

第6号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2017年6月29日開催の第86回定時株主総会において、月額2,200万円以内（うち社外取締役分月額120万円以内）とご承認いただいておりますが、第5号議案「取締役および監査役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額3億4,000万円以内（うち社外取締役分年額1,440万円以内）となります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案でご承認いただく報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1,200万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

当社は、取締役の報酬の決定過程について、客観性および透明性を高めるため、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会を2020年4月1日より設置しており、本議案につきましては、指名・報酬諮問委員会の審議および答申を踏まえ、取締役会にて本総会に付議することを決定しております。

現在の取締役は11名（うち社外取締役3名）ですが、本総会終結後、執行役員制度の導入に伴い取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合がおこなわれた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

（ご参考）

本議案が本総会で原案どおり承認可決されることを条件に、対象取締役のほか、取締役を兼務しない執行役員に対しても、譲渡制限付株式の付与のための金銭債権を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行または処分する予定です。

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2008年5月13日開催の取締役会において、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「基本方針」といいます。）を決定し、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、同年6月27日開催の当社第77回定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、2011年6月29日開催の当社第80回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現行プラン」といいます。）として一部変更のうえ継続いたしました。その後、2014年6月27日開催の第83回定時株主総会および2017年6月29日開催の第86回定時株主総会において現行プランを継続することのご承認をいただき現在に至っておりますが、現行プランの有効期間につきましては、本総会終結の時までとなっております。

本議案につきましては、この基本方針を維持し現行プランに変更を加えることなく継続することのご承認をお願いするものであります。

なお、現時点において当社が特定の第三者から当社株式の大規模買付行為をおこなう旨の通知や提案等を受けている事実はありません。

I 基本方針の内容

上場会社である当社株式は、株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、当社はこれを一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社やその関係者に対し高値で株式を買い取ることを要求するもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資することにならないものも少なくありません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような者による当社株式の大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

Ⅱ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下、「本プラン」といいます。）

1. 本プランの目的

当社取締役会は、突然、当社株式に対する大規模買付行為がなされた時に、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が当社の本源的な企業価値と比べて妥当か否かについて、株主のみなさまが短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者および当社取締役会の双方からの必要かつ十分な情報の提供が不可欠であり、当社株式を売却せず継続して保有することをお考えの株主のみなさまにとりましても、大規模買付者の経営方針や事業計画の内容等が、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であると考えております。また、当社取締役会が当該大規模買付行為に対しどのような意見を有しているのかについても、株主のみなさまにとりまして重要な判断材料であると考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為に際し、大規模買付者から事前に株主のみなさまが判断するために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきであり、大規模買付行為が一定の合理的なルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従っておこなわれることが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保になるものと考え、上記の基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合に、それらの者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置を含めた本プランが必要であると判断いたしました。

なお、本プラン全体の概要につきましては、別紙1「フローチャート」をご参照ください。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの対象となる大規模買付

本プランの対象となる大規模買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為をおこなう者を「大規模買付者」といいます。）をいいます。ただし、いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除くものといたします。

なお、大規模買付行為は、市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問わないものといたします。

(注1) 特定株主グループとは、次の（i）または（ii）を意味します。

（i）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）

（ii）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場においておこなわれるものを含みます。）をおこなう者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

(注2) 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点の発行済全株式から、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数といたします。

(2) 独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく大規模買付者に対する対抗措置の発動の是非について、当社取締役会による最終決定をおこないますが、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その決定の客観性、公正性および合理性を担保するため、独立委員会を設置することといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の決定に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非等について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為および大規模買付行為に対する当社取締役会意見等について慎重に評価・検討のうえ、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非等について勧告をおこなうものといたします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動等について決定することとし、独立委員会の勧告内容についてその概要を適宜情報開示いたします。

独立委員会は、3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者（注3）の中から選任いたします。

なお、独立委員会規程の概要につきましては、別紙2「独立委員会規程の概要」をご参照ください。

(注3) 社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

(3) 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというもので、その概要は以下のとおりであります。

① 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為をおこなおうとする場合には、まず当社代表取締役宛に大規模買付ルールに従う旨の誓約および以下の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。

- (i) 大規模買付者の名称、住所
- (ii) 設立準拠法
- (iii) 代表者の氏名
- (iv) 国内連絡先
- (v) 提案する大規模買付行為の概要等

② 必要情報の提供

当社取締役会は、上記の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主のみなさまの判断および当社取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して交付いたします。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりであります。なお、当社取締役会に提供された本必要情報については、速やかに独立委員会に提出するものといたします。

- (i) 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為の対価の価額の算出根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）

- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付行為の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (vi) 大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社にかかる利害関係者の処遇方針

ただし、提供された情報を精査した結果、それだけでは不十分であると認められる場合には、当社取締役会または独立委員会より大規模買付者に対して、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

当社取締役会は、大規模買付者の買付提案があった事実および提供された本必要情報について、株主のみなさまの判断に必要であると認めた場合、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。また、当社取締役会が、本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、その旨を大規模買付者に通知するとともに、速やかに開示いたします。

③ 当社取締役会の意見の開示等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、本必要情報の提供が完了したと認め、その旨を開示した日の翌日から起算して最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付の場合）または最長90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による大規模買付行為についての評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「当社取締役会評価期間」といいます。）として設定し、開示いたします。ただし、独立委員会の勧告が当社取締役会評価期間内に発せられないなど、やむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で当社取締役会評価期間を延長（最大30日間）できるものとし、その延長期間および延長の理由を大規模買付者に通知するとともに、開示いたします。

当社取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、その意見を開示いたします。また、必要に応じて大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件の改善について交渉し、株主のみなさまに対し代替案を提示することもあります。

当社の大規模買付ルールでは、当社取締役会評価期間の経過後において大規模買付行為が開始されるものといいたします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応

① 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見の表明や代替案を提示することにより、株主のみなさまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。したがって、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは株主のみなさまにおいて、当該買付提案または当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および定款上検討可能な対抗措置を取ることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当すると考えております。

なお、当社取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当てをおこなう場合の新株予約権の概要は、別紙3「新株予約権の無償割当ての概要」に記載のとおりであります。議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや、新株予約権者に対して当社株式と引換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項を付すなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることといたします。

- (i) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式を会社関係者に引取らせる目的で当社株式の大規模買付行為がおこなわれる場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- (ii) 会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社などに移譲させるなど、いわゆる焦土化経営をおこなう目的で当社株式の大規模買付行為がおこなわれる場合
- (iii) 会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社などの債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株式の大規模買付行為がおこなわれる場合
- (iv) 会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券、高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で、当社株式の大規模買付行為がおこなわれる場合

- (v) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式全部を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式の買付をおこなうことをいいます。）等の、株主のみなさまの判断の機会または自由を制約し、事実上、株主のみなさまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (vi) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類、価額およびその算出根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (vii) 大規模買付者による当社に対する支配権の獲得により、株主のみなさまはもとより、顧客、従業員、地域社会、その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値を著しく損なうと合理的な根拠をもって判断される場合
- (viii) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ix) 大規模買付者が公序良俗の観点から支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

② 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款上検討可能な対抗措置を取り、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。

③ 対抗措置の発動条件

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、上記①に記載のとおり原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りませんが、例外的に対抗措置を取る場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動の決定に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非等について諮問し、独立委員会は大規模買付行為および大規模買付行為に対する当社取締役会の意見等を慎重に検討し、対抗措置の発動の是非等について当社取締役会評価期間内に勧告をおこなうものといえます。

また、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合においても、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動の決定に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非等について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが順守されているか否か十分検討したうえで、対抗措置の発動の是非等について勧告をおこなうものといえます。

当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動等を決定することができるものといえます。

なお、独立委員会より、株主総会を招集し株主のみなさまのご意思を確認する旨の勧告があり、当社取締役会としても、株主のみなさまのご意思を尊重し、確認することが適切であると判断した場合には、当社取締役会は株主総会を招集することとし、株主のみなさまのご判断による対抗措置の発動、不発動の決定（普通決議による決定）ができるものといえます。

④ 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更をおこなうなど当該対抗措置の発動の前提となった事実に変更が生じ、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は独立委員会の意見または勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更等をおこなうことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てをおこなう場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更をおこなうなどの事情により対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けただうえで、新株予約権の無償割当てを中止することとし、また新株予約権の無償割当て後においては、独立委員会の勧告を受けただうえで、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより株主のみなさまは新株予約権を失います。）することにより、対抗措置発動の停止をおこなうことができるものといえます。

このような対抗措置発動の停止をおこなう場合は、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともにその旨を速やかに開示いたします。

(5) 本プランの有効期間

本プランは、本定時株主総会で承認されることを条件に発効することとして取締役会で決議されました。本定時株主総会で株主のみなさまにお諮りする本プランの有効期間は3年間（2023年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含みます。）については定時株主総会の承認を得ることといたします。

ただし、有効期間中であっても、株主総会において本プランの変更または廃止の決議がおこなわれた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものといたします。また、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

3. 株主および投資家のみなさまに与える影響

(1) 本プランが株主および投資家のみなさまに与える影響

本プランにおける大規模買付ルールは、株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより株主のみなさまは、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護に繋がると考えております。

したがって、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家のみなさまが適切な投資判断をおこなううえでの前提となるものであり、株主および投資家のみなさまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記2. (4)「大規模買付行為がなされた場合の対応」において述べましたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家のみなさまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家のみなさまに与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が上記2.

(4) 「大規模買付行為がなされた場合の対応」に記載した具体的な対抗措置を取ることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

当社は、対抗措置の発動に際して大規模買付者等以外の株主のみなさまが、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てをおこなう場合は、割当て期日における株主のみなさまに、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てます。その後、取得条項が充足されたときには、当社により当該新株予約権の取得手続がおこなわれ、大規模買付者等以外の株主のみなさまには、その取得の対価として当社株式が受領されるため、格別の不利益は発生いたしません。

なお、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社取締役会が当該新株予約権の発行を中止し、または当該新株予約権を無償にて取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買等をおこなった株主または投資家のみなさまには、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等においては、大規模買付ルールを順守しなかった場合、あるいは大規模買付ルールを順守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合、対抗措置が講じられることにより結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないように予め注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主のみなさまが必要となる手続き

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てがおこなわれる場合、割当て期日における株主のみなさまは、新株予約権の引受の申込みを要することなく無償で新株予約権の割当てを受け、当社が取得条項に従い新株予約権の取得手続を取ることで、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続は必要となりません。

これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てをおこなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

4. 本プランの合理性

本プランは、次のとおり、基本方針に照らして当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。また、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものであります。

(2) 合理的な客観的発動要件の設定をしていること

本プランは、上記2. 「本プランの内容」に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(3) 独立性の高い社外者による判断の重視と情報開示をしていること

当社は、本プランの導入にあたり、上記2. (2)「独立委員会の設置」に記載のとおり、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社における決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会を設置することといたします。また、独立委員会は、3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者の中から選任いたします。

独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為および大規模買付行為に対する当社取締役会意見等について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置の是非等について勧告をおこなうものとし、その勧告内容については、その概要を適宜情報開示いたします。

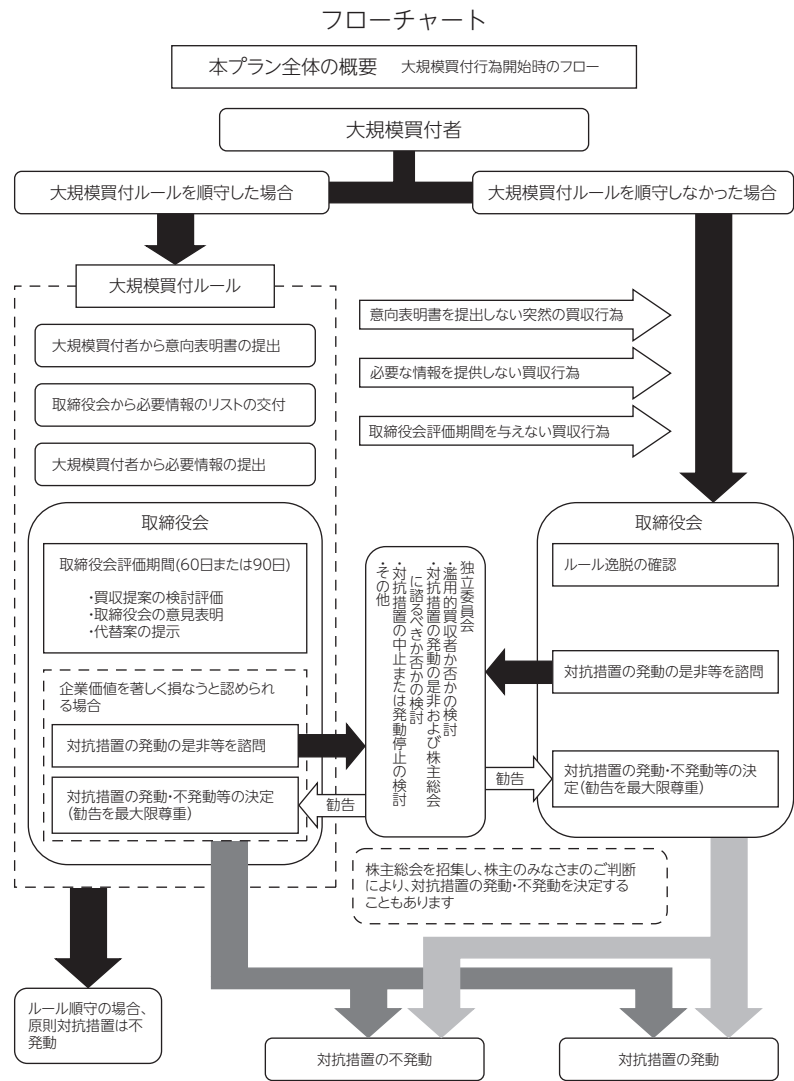
(4) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主のみなさまのご承認をもって発効するものとし、その有効期間は上記2. (5)「本プランの有効期間」に記載のとおり、3年間（2023年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで）としたうえ、本プランの継続について定時株主総会の承認を得るものとしております。また、有効期間中であっても、株主総会の廃止の決議により本プランは廃止されるものといたします。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策でないこと

上記2. (5)「本プランの有効期間」に記載のとおり、本プランは、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、選任された取締役で構成する取締役会の決議により本プランを廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度におこなうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上



別紙 2

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会がおこなう大規模買付行為に対する新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動または中止等の決議にあたり、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なう買付に該当するかどうか、あるいは新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動または中止等が相当であるかについて、公正・中立な第三者の視点から客観的に判断し、当社取締役会に勧告することで、当社取締役会による恣意的な判断あるいは過剰な対抗措置を防止することを目的とするものであり、当社取締役会がこれを設置する。
2. 独立委員会は、当社株式への大規模買付行為について当社の企業価値ひいては株主共同の利益確保の視点から判断するにあたり、企業経営について高度の見識を有し、かつ当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者で構成するものとし、その人数は3名以上とする。また、独立委員会の委員は、当社取締役会の決議により選任し、別途当社が指定する契約を当社との間で締結しなければならないものとする。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任された時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終結する時までとする。ただし、当社の社外取締役または社外監査役である独立委員会の委員が社外取締役または社外監査役でなくなった時は、独立委員会の委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 独立委員会は、大規模買付者から当社取締役会に提出された大規模買付情報に基づき、次に記載する事項について検討のうえ決議し、当社取締役会に対して勧告をおこなうこととする。なお、かかる勧告をおこなうにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの視点から判断することを要し、専ら自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としない。
 - ① 大規模買付者が濫用的買収者か否か
 - ② 対抗措置の発動の是非および株主総会に諮るべきか否か
 - ③ 対抗措置の中止または発動の停止
 - ④ 新株予約権の無償割当ての適否
 - ⑤ 新株予約権の無償割当ての中止、取得、消却の適否
 - ⑥ 当社取締役会評価期間の延長について

⑦ 当社買収防衛策の廃止、変更の適否

⑧ その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

5. 独立委員会は、上記4. の他、次の事項についてもおこなうこととする。

① 大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に回復し難い損害を生じるか否かの判断

② 大規模買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定

③ 大規模買付者による大規模買付行為の内容の精査、検討

④ その他当社買収防衛策において独立委員会がおこなうことができると定められた事項

⑤ 当社取締役会において別途独立委員会がおこなうことができると定めた事項

6. 独立委員会は、当社取締役会に提出された大規模買付情報の内容が不十分であると判断した場合、大規模買付者に対し追加情報の提出を求めることができる。また、独立委員会は、大規模買付者から情報が提出された場合、当社取締役会に対しても合理的な期間内に、大規模買付行為に対する意見およびその根拠となる資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等の提示を求めることができる。

7. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員、その他必要と認める者の出席を求め、独立委員会が求める事項に関する説明を要求することができる。

8. 独立委員会は、当社の費用で独立した第三者（金融機関、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタント等）の助言を得ることができる。

9. 独立委員会の各委員および当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。

10. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員が全員出席し、その過半数をもってこれをおこなう。ただし、委員に事故その他やむを得ない事由がある場合には、独立委員会の委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなうことができる。また、独立委員会の決議に関して特別の利害関係を有する独立委員会の委員は、決議に参加することができない。

以 上

別紙3

新株予約権の無償割当ての概要

1. 新株予約権の無償割当ての方法

当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社が所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で、無償にて新株予約権を割当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権の無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

5. 新株予約権の目的となる株式の総数

- (1) 新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合は、所要の調整をおこなう。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数（ただし、同時点において当社が所有する当社株式の数を除く。）を控除した数を上限とする。

6. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込みをなすべき額は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の額とする。

7. 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の権利行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

9. 新株予約権の行使条件

特定株主グループ（議決権割合が20%以上のものに限る。以下、同じ。）に属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者（ただし、当社の株式を取得または保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。）（以下、「特定株主等」という。）ではないこと、あるいは当社取締役会が大規模買付行為の完了を認めて公表していること等を行使の条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

10. 新株予約権の取得条項

当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他一定の事由が生じること、または当社取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または特定株主等以外の株主が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続きましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により年度末にかけて急速に悪化し、先行きは極めて厳しい状況にあります。

当社グループを取り巻くエネルギー業界におきましては、石油製品の需要が引き続き減少傾向にあるなか、石油元売りの再編や電力・都市ガスの自由化などの影響を受けて経営環境は大きく変化しております。

こうしたなかで、当社グループは、新規顧客の獲得と販売数量の拡大に努めるとともに、子会社の統合などグループ経営の効率化を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は、石油製品の販売数量の減少などにより前期比8.1%減の6,679億29百万円となり、営業利益は前期比0.1%増の109億71百万円、経常利益は前期比0.5%減の119億40百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、不動産の売却などにより前期比12.5%増の81億64百万円となりました。

当社グループの事業別の状況は、次のとおりであります。

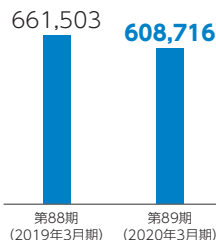
(単位：百万円)

	石油関連事業	ガス関連事業	航空関連事業他	調整額	連結財務諸表計上額
売上高	608,716	42,194	17,018	—	667,929
セグメント利益	7,152	2,540	2,415	△168	11,940

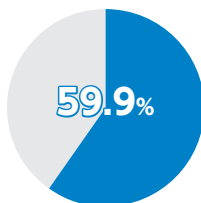
(注) セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整をおこなっております。

石油関連事業

売上高 (単位：百万円)



セグメント利益構成比



<石油製品販売業>

当社グループにおきましては、自動車の燃費向上などによる石油製品の需要減少が進むなか、SSにおけるカーケア商品の拡販に努めるとともに、SSの新設・改造や不採算SSの廃止により販売網の整備を図ってまいりました。

当社におきましては、2019年のSS経営戦略「共走共汗2019 来るべき次代のために～予約販売の推進～」を掲げ、特約店に対してカーケア商品の予約販売を提案し、お客さまの利便性と適正人員配置による生産性の向上を図るとともに、顧客アンケートを実施し、付加価値の高い商品の販売につなげるなどリテールサポートを実施してまいりました。産業用燃料油販売につきましては、需要家のニーズに応じた提案型営業をおこなうことで販売の拡大に努めてまいりました。産業用潤滑油販売につきましては、顧客の生産性の改善・向上を目指し高付加価値商品の提案型営業を推進し、風力、天然ガスおよびバイオマス発電用潤滑油を中心に販売数量の拡大を図ってまいりました。特に風力発電用におきましては、米国で最もシェアを有するアムズオイル社製品の取り扱いを開始し、供給体制の強化に努めてまいりました。

キグナス石油株式会社におきましては、「人にフォーカス！ 継続的な関係づくり」を掲げ、会員カードによる顧客の固定化やSSスタッフの採用・定着のための施策を展開してまいりました。

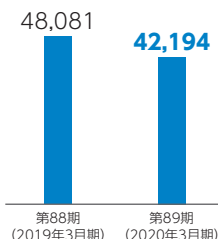
<化学品製造販売業>

当社グループにおきましては、顧客のニーズに応じた商品の開発や製造をおこなう強みを活かし、顧客との接点を重視した提案型営業を展開してまいりました。主力の防腐・防かび剤では、臨床検査分析機器向け商品や環境に配慮した低刺激性商品の開発、販売を進めてまいりました。石油系溶剤では、国内外の大手メーカーとの連携を強化するとともに、潤滑油添加剤への新たな用途の開拓に努めてまいりました。また、自動車関連商品では、顧客と共同開発した洗車機用薬剤を拡販するとともに、高級洗車コーティングシステム「ARAWZANS (アラウザンス)」の作業性と認知度の向上に努めるなど、高付加価値商品の販売による収益拡大を図ってまいりました。

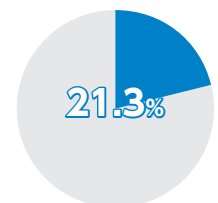
その結果、石油関連事業における売上高は、販売数量の減少などにより前期比8.0%減の6,087億16百万円となりました。セグメント利益は、前期比3.6%増の71億52百万円となりました。

ガス関連事業

売上高 (単位：百万円)



セグメント利益構成比



<LPガス販売業>

当社グループにおきましては、少子高齢化に伴う世帯人員の減少や高効率ガス機器の普及などによりLPガスの需要が減少傾向で推移するなか、新規顧客の獲得や小売営業権の買収などにより販売数量の拡大と顧客軒数の増加を図ってまいりました。

2019年の基本方針「TAKE ACTION 2019」に基づき、競争力強化推進プログラムとして顧客に密着した施策を特約店とともに実施し、「報連相シート」や「オブリStyle」など情報ツールを継続して活用することで顧客との接点強化に努めてまいりました。また、特約店に対してBCP（事業継続計画）の策定支援を実施するなど緊急時における供給体制の整備をおこなってまいりました。

保安面におきましては、「危機対応訓練」や「一日保安ドック」を継続して実施し、保安の確保に努めてまいりました。

なお、昨年4月、佐賀エリアの業務効率化および事業規模拡大を目的として、株式会社ニシムラと株式会社三神が合併し、三愛オブリガス三神株式会社に商号変更いたしました。

<天然ガス販売業>

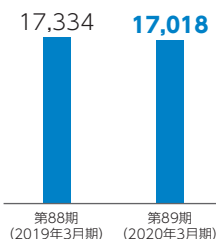
当社におきましては、需要家に対して、重油から天然ガスへの燃料転換や省エネ機器の導入、食品などの廃棄物から発生するバイオガスの有効利用を提案するなど、コスト削減や環境負荷低減のためのソリューション営業を展開してまいりました。佐賀天然ガスパイプラインでは、新たな需要家を獲得するため天然ガス導管を延伸するなど販売数量の拡大に努めてまいりました。また、沿線パトロールや導管の監視を確実に実施することで都市ガスの安定供給をおこなってまいりました。

佐賀ガス株式会社におきましては、都市ガス導管の維持管理や設備の改廃、保安の強化等を進めるとともに、新規需要家の獲得やガス空調システムの提案などにより、都市ガスの需要拡大に努めてまいりました。

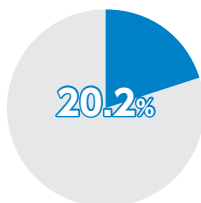
その結果、ガス関連事業における売上高は、販売価格の下落により前期比12.2%減の421億94百万円となりました。セグメント利益は、前期比0.8%減の25億40百万円となりました。

航空関連事業他

売上高 (単位：百万円)



セグメント利益構成比



<航空燃料取扱業>

当社グループにおきましては、航空機給油施設の運営に万全を期すとともに、航空燃料給油業務における安全確保に努めてまいりました。

羽田空港におきましては、国際線における新規路線の開設および既存路線の増便などにより燃料搭載数量は上期において順調に推移したものの、新型コロナウイルス感染症の影響による運休・減便もあり、通期では前年を下回りました。当社におきましては、本年2月に貯油タンクの増設工事が完了し供用を開始するとともに、航空燃料の払出能力および受入能力の強化工事を進めてまいりました。

<その他>

三愛プラント工業株式会社におきましては、半導体関連向け需要の減少により、精密洗浄処理の受注が減少したことから、金属表面処理業の売上高は前期を下回りました。一方、建設工事業の売上高は、大型工事が順調に進んだことから前期を上回りました。

その結果、航空関連事業他における売上高は、前期比1.8%減の170億18百万円となりました。セグメント利益は、前期比11.4%減の24億15百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、総額66億円の設備投資を実施いたしました。主な投資の内容は、航空機給油施設の増強、SSの改造、都市ガス配管の入替・整備であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特に記載すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分状況

特に記載すべき事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻くエネルギー業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、航空燃料は大幅に需要が減少し、輸送用、産業用の石油製品の需要も減少傾向で推移するなど、厳しい経営環境が続くものと予想されます。

こうしたなか、当社グループは事業領域の再構築を進め、既存事業の競争力強化のため、経営資源の有効活用や、M&Aなどによる販売網の拡充を図ってまいります。また、成長分野への投資による事業規模の拡大や成長の礎となる人材の確保と育成に努めてまいります。

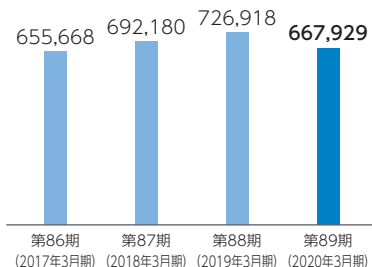
新型コロナウイルス感染症の影響により当面は需要の減少が見込まれておりますが、当社グループは、これまで築きあげた財務基盤を活かし、前例のない厳しい経営環境に対処してまいります。このような状況下におきましても、石油、ガス、航空燃料など社会インフラの一端を担う企業の責務として、航空機給油施設や石油製品出荷基地の安全確保と運営に万全を期し、エネルギーの安定供給に努めてまいります。

当社グループは、経営理念である三愛精神「人を愛し 国を愛し 勤めを愛す」のもと、コーポレートガバナンスの強化や健康経営の推進など社会の要請・課題の解決に努め、持続可能な開発目標SDGsへの取り組みを進めていくことで、選ばれ続ける企業グループを実現していく所存でございます。

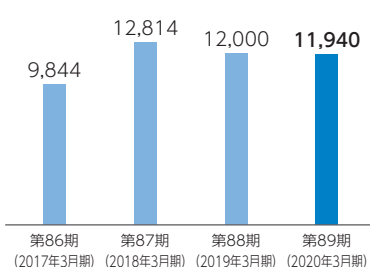
株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 直前3事業年度の財産および損益の状況

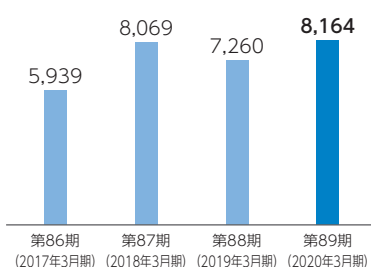
売上高 (単位：百万円)



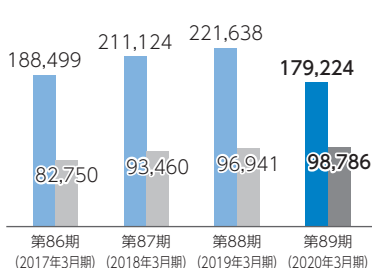
経常利益 (単位：百万円)



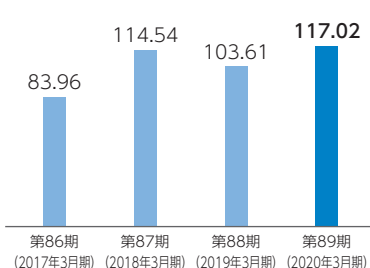
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



区分		第86期 (2017年3月期)	第87期 (2018年3月期)	第88期 (2019年3月期)	第89期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高	(百万円)	655,668	692,180	726,918	667,929
経常利益	(百万円)	9,844	12,814	12,000	11,940
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,939	8,069	7,260	8,164
1株当たり当期純利益	(円)	83.96	114.54	103.61	117.02
総資産	(百万円)	188,499	211,124	221,638	179,224
純資産	(百万円)	82,750	93,460	96,941	98,786

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出し、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第88期の期首から適用しており、第87期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
キグナス石油株式会社	2,000	80.00	石油・石油化学製品の販売
国際油化株式会社	100	100.00	石油製品等の小売販売
東日本三愛石油株式会社	10	100.00	石油製品等の卸売・小売販売
北陸三愛石油株式会社	20	100.00	石油製品等の卸売・小売販売
三愛理研株式会社	10	100.00	化学製品等の製造・販売
三愛オブリガス東日本株式会社	80	100.00	LPガス等の卸売・小売販売
三愛オブリガス中国株式会社	20	100.00	LPガス等の卸売・小売販売
三愛オブリガス九州株式会社	100	100.00	LPガス等の卸売・小売販売
三愛オブリガス三神株式会社	30	100.00	LPガス等の小売販売、建築工事等の設計・施工
佐賀ガス株式会社	700	71.43	都市ガスの販売
三愛プラント工業株式会社	200	100.00	建築工事等の設計・施工、金属製品の表面処理

(注) 株式会社ニシムラは、2019年4月1日付で株式会社三神と合併し、三愛オブリガス三神株式会社に商号変更いたしました。

(11) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業	事業の内容
石油関連事業	揮発油・灯油・軽油・重油等石油製品の販売・保管・出荷、化学製品の製造・販売
ガス関連事業	LPガスの販売、天然ガスの販売、都市ガスの販売、ガス機器の販売
航空関連事業他	航空燃料の保管・給油、金属表面処理、建物付帯設備の請負工事、不動産賃貸他

(12) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区（登記上の本店所在地 東京都品川区）
事業部、支社	石油事業部（東京）、エネルギーソリューション事業部（東京）、化学品事業部（東京）、ガス事業部（東京）、羽田支社（東京）
事業所	<石油SOHO支店> 東北支店（宮城）、関東支店（埼玉）、東京第一支店（東京）、東京第二支店（千葉）、東京第三支店（静岡）、中部支店（愛知）、近畿支店（大阪）、中国支店（広島）、四国支店（高知）、九州支店（福岡） <石油直売支店> 東日本直売支店（東京）、西日本直売支店（福岡） <潤滑油販売支店> 東日本潤滑油販売支店（東京）、西日本潤滑油販売支店（大阪） <化学品販売支店および研究所> 東日本化学品販売支店（東京）、中部化学品販売支店（愛知）、西日本化学品販売支店（大阪）、オートケミカル販売支店（東京）、研究所（茨城） <天然ガス販売支店> 広域天然ガス販売支店（東京）、関西天然ガス販売支店（大阪）、九州天然ガス販売支店（佐賀）

② 子会社

本社	キグナス石油株式会社（東京）、国際油化株式会社（東京）、東日本三愛石油株式会社（青森）、北陸三愛石油株式会社（石川）、三愛理研株式会社（茨城）、三愛オブリガス東日本株式会社（東京）、三愛オブリガス中国株式会社（岡山）、三愛オブリガス九州株式会社（福岡）、三愛オブリガス三神株式会社（佐賀）、佐賀ガス株式会社（佐賀）、三愛プラント工業株式会社（東京）
----	--

(13) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

事業	使用人数
石油関連事業	762 (1,063) 名
ガス関連事業	621 (61) 名
航空関連事業他	543 (40) 名
全社 (共通)	69 (5) 名
合 計	1,995 (1,169) 名

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、臨時雇用者数は () 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
482名	13名増	43.4歳	18.2年

(注) 使用人には出向者数83名を含み、入向者、臨時雇用者、非常勤嘱託は含まれておりません。

(14) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	1,934
株式会社みずほ銀行	1,893
三井住友信託銀行株式会社	1,516
株式会社佐賀銀行	1,430
農林中央金庫	700

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 277,870,000株
- ② 発行済株式の総数 69,773,764株 (自己株式1,226,236株を除く。)
- ③ 株主数 3,572名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人市村清新技術財団	8,282	11.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社リコー退職給付信託口)	5,800	8.31
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	5,550	7.96
株式会社リコー	3,362	4.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	2,736	3.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,460	3.53
株式会社みずほ銀行	2,233	3.20
株式会社三井住友銀行	2,203	3.16
三井住友信託銀行株式会社	2,173	3.11
J X T Gホールディングス株式会社	2,082	2.98

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	金 田 準		
代表取締役社長	塚 原 由紀夫		
専 務 取 締 役	山 下 奉 信	エネルギーソリューション事業部門担当 エネルギーソリューション事業部長 化学品事業部門担当 化学品事業部長	
常 務 取 締 役	早 川 智 之	羽田支社担当 羽田支社長 羽田支社空港関連対策室長	三愛アビエーションサービス株式会社代表取締役社長 神戸空港給油施設株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	大 沼 尚 人	経理部・経営企画部・ 情報システム部担当	
取 締 役	大久保 宏 次	ガス事業部門担当 ガス事業部長 ガス販売部長	
取 締 役	志 村 一 郎	石油事業部門担当 石油事業部長 卸売販売部長 需給部担当	
取 締 役	佐 藤 孝 志	人事総務部・法務審査部・ CSR推進部担当 人事総務部長 CSR推進部長	
取 締 役	高 橋 朋 敬		空港施設株式会社相談役
取 締 役	中 川 洋		株式会社南都銀行社外取締役
取 締 役	鵜 瀬 恵 子		東洋学園大学現代経営学部教授
常 勤 監 査 役	水 谷 知 彦		
常 勤 監 査 役	隼 田 洋		
監 査 役	長 崎 武 彦		公認会計士 第一生命保険株式会社社外監査役
監 査 役	豊 泉 貫太郎		弁護士 日本生命保険相互会社社外監査役 品川リフラクトリーズ株式会社社外取締役
監 査 役	河 野 博 文		セコム株式会社社外取締役

- (注) 1. 松尾耕次および梅津光弘の両氏は、2019年6月27日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。
2. 大沼尚人氏は、2019年6月27日開催の第88回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。また、同日開催の取締役会において常務取締役に選定され、就任いたしました。
3. 鵜瀬恵子氏は、2019年6月27日開催の第88回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
4. 取締役鵜瀬恵子氏は、2020年4月1日付で東洋学園大学現代経営学部特任教授に就任いたしました。また、2020年4月23日付でオーエス株式会社の社外取締役に就任いたしました。
5. 取締役高橋朋敬、中川洋および鵜瀬恵子の3氏は、社外取締役であります。
6. 監査役長崎武彦、豊泉貴太郎および河野博文の3氏は、社外監査役であります。
7. 監査役長崎武彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する知見を有しております。
8. 当社は、取締役高橋朋敬、中川洋および鵜瀬恵子の3氏ならびに監査役長崎武彦、豊泉貴太郎および河野博文の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
9. 2019年6月27日付で、次のとおり取締役の「担当」を変更しております。

地位・氏名	変更前	変更後
取締役 大久保 宏次	石油事業部門担当 石油事業部長 卸売販売部長 需給部担当	ガス事業部門担当 ガス事業部長 ガス販売部長
取締役 志村 一郎	経営企画部担当 経営企画部長	石油事業部門担当 石油事業部長 卸売販売部長 需給部担当
取締役 佐藤 孝志	人事総務部・経理部・法務審査部・ 情報システム部・C S R推進部担当 人事総務部長 C S R推進部長	人事総務部・法務審査部・ C S R推進部担当 人事総務部長 C S R推進部長

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	支給額 (万円)
取締役 (うち社外取締役)	13 (4)	20,384 (1,440)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	5,274 (1,440)
合 計	18	25,659

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第86回定時株主総会において月額2,200万円以内（うち社外取締役分月額120万円以内）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第86回定時株主総会において月額550万円以内（うち社外監査役分月額180万円以内）と決議いただいております。
3. 報酬等支給人員には、当事業年度中に退任いたしました取締役2名（うち社外取締役1名）が含まれております。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分賞与2,011万円、2019年6月27日開催の第88回定時株主総会決議に基づく取締役賞与（社外取締役を除く取締役8名に対し、5,170万円）を支給いたしております。
5. 上記のほか、当社は2017年6月29日開催の第86回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の切り替わり支給として、退任取締役2名に対し931万円（うち社外取締役1名に対し315万円）を支給いたしております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
取締役	高橋 朋敬	空港施設株式会社相談役	特別の関係はありません。
取締役	中川 洋	株式会社南都銀行社外取締役	特別の関係はありません。
取締役	鵜瀬 恵子	東洋学園大学現代経営学部教授	特別の関係はありません。
監査役	長崎 武彦	第一生命保険株式会社社外監査役	特別の関係はありません。
監査役	豊泉 貫太郎	日本生命保険相互会社社外監査役 品川リフラクトリーズ株式会社社外取締役	特別の関係はありません。
監査役	河野 博文	セコム株式会社社外取締役	特別の関係はありません。

ロ. 社外役員の当事業年度における主な活動状況

α. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（9回開催）		監査役会（9回開催）	
	出席回数（回）	出席率（%）	出席回数（回）	出席率（%）
取締役 高橋 朋敬	8	89	—	—
取締役 中川 洋	8	89	—	—
取締役 鵜瀬 恵子	7	100	—	—
監査役 長崎 武彦	8	89	8	89
監査役 豊泉 貫太郎	7	78	9	100
監査役 河野 博文	8	89	9	100

（注）取締役鵜瀬恵子氏は、2019年6月27日開催の第88回定時株主総会において選任されており、在任中に開催された取締役会7回における出席状況となっております。

β. 取締役会および監査役会における発言の状況

各社外取締役は、出席した取締役会において、議案審議に有用な助言・提言を適宜おこなっております。また、各社外監査役は、出席した取締役会および監査役会において、議案審議に有用な助言・提言を適宜おこなっております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の定めに基づき、社外取締役高橋朋敬氏、同中川洋氏および同鵜瀬恵子氏ならびに社外監査役長崎武彦氏、同豊泉貫太郎氏および同河野博文氏との間で責任限定契約を締結しております。この契約の内容の概要は、次のとおりであります。

会社法第423条第1項に定める任務を怠ったことによる損害賠償責任を負うに至った場合に、金300万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額までに責任を限定する。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
ロ. 当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	60百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の遂行状況や報酬の前提となる見積りの算出根拠が適切であるか精査し、過去の報酬実績等と比較検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意をおこなっております。

④ 非監査業務の内容

佐賀ガス株式会社は、会計監査人に対して、託送収支計算書に関する業務を委託し、対価を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合に、監査役全員の同意により解任いたします。また、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出することをその方針といたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、取締役社長を委員長とする「三愛石油グループCSR委員会」を設置し、同委員会の傘下に「危機管理委員会」、「倫理委員会」、「環境安全委員会」、「個人情報管理委員会」、「品質保証委員会」の各委員会を配置するとともに、専任部所としてCSR推進部を設置し、三愛石油グループ全体でCSR活動を展開することにより、企業の社会的責任を果たす所存であり、当社取締役会は会社法および会社法施行規則に基づく当社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり整備することを決定した。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社および子会社は、取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するため、「三愛石油グループの倫理行動憲章」を制定し、企業倫理の周知徹底を図るとともに、「倫理委員会」を原則として毎月開催することで企業倫理の啓発活動を推進する。また、「公益通報者の保護に関するガイドライン」を策定し、組織的または個人的な法令違反行為等に対する通報または相談の窓口を社内および社外に設けるなど適正な処理の仕組みを定め、不正行為等を早期に発見し、是正することでコンプライアンス経営の強化を図る。
- ロ. 内部監査の体制については、監査・内部統制部を取締役社長直轄とし、経理・業務に関する内部監査を定期的におこなう。また、金融商品取引法の定める「財務報告にかかる内部統制」については、監査・内部統制部により内部統制の整備・運用状況を評価し、財務報告の信頼性を確保する。なお、当該監査・内部統制部は必要に応じて会計監査人と情報交換をおこなうとともに、会計監査人の監査に立会う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報に関しては、「文書規程」および「情報管理規程」に従い、書面または電磁的記録により保存し、適切な管理をおこなう。
- ロ. 個人情報の保護については、「個人情報管理委員会」において個人情報保護推進計画など個人情報の保護に関する重要事項について調査審議する。また、「個人情報管理規程」に基づき個人情報の管理、教育および監査をおこなうことにより、個人情報の適切な取扱いと管理の徹底を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 損失の危険の管理に関しては、「リスク管理規程」を制定し、「三愛石油グループCSR委員会」においてリスクの具体的対応策や予防策等を検討し、リスク管理をおこなうとともに、当該委員会の審議・活動の進捗状況を定期的に取締役会に報告するものとする。また、当社の経営に重大な影響をおよぼす危機等が発生した場合には、取締役社長を本部長とする「危機対策本部」を設置して危機対応をおこなう。
- ロ. 当社の事業推進に伴う損失の危険の管理については、取引権限や財務権限および与信管理などに関する社内規程を定め、迅速な営業活動と責任の明確化、取引の安全を図る。
- ハ. 事故、事件、自然災害に対する安全管理体制の整備に関しては、「危機管理委員会」において、調査審議する。
- 二. 当社および子会社は、危険物を取扱う企業として環境の保護、安全の確保を企業経営上の重要課題と位置付け、「環境安全委員会」において当社および子会社の事業活動における環境・安全に関する重要事項について調査審議する。また、「環境安全管理規程」に環境・安全に関する基本理念と行動指針を定め、環境の保護および安全の確保、ならびに事故・災害発生時の適切な対応の徹底を図るとともに、環境・安全に関する監査および教育の計画・実施により事故・災害を未然に防止し、円滑かつ効果的な事業活動を推進する。
- ホ. 製造物責任に関する事項については、「品質保証委員会」において、当社で製造するすべての製品について、事前に審議することで、製造物の欠陥に起因する損害賠償請求やクレームなどを未然に防止する。

④ 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- イ. 当社および子会社に係る重要な業務執行案件については、意思決定審議機関としての常務会を毎週定例日に開催し、取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保する。
- ロ. 経営政策・方針等の会社の基本的案件を取扱う常勤役員会を毎月1回開催し、当社および子会社の予算、月次決算ならびにその進捗状況、会社全般に影響をおよぼす重要な事項について協議する。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、業務遂行に必要な運営の基本原則として「三愛石油グループ会社の運営管理規程」を定め、子会社における職務の執行に係る事項の報告基準などを整備することにより、それぞれの役割および責任体制を明確化し、組織的な運営を図る。
- ロ. 子会社の監査に関しては、当社の監査・内部統制部および子会社の監査部門が定期的に内部監査をおこなう。また、当社の監査・内部統制部は必要に応じて会計監査人と情報交換をおこなうとともに、会計監査人の監査に立会い、当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する。

⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性、および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制については、監査役室を設置し、補助すべき使用人を配置する。なお、その使用人は、監査役の指揮命令の下で監査役の職務執行を補助することとし、取締役社長の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の人事考課については、常勤監査役がおこなうものとする。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が親会社の監査役に報告するための体制、また報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 監査役は、取締役会およびその他重要な会議に出席するほか、取締役などからその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類などを閲覧し、監査・内部統制部および内部監査部門と随時連係して本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査するものとする。また、毎週定例日に開催する意思決定審議機関としての常務会には、監査役会で決定された常勤監査役1名が常時出席することとする。
- ロ. 監査役は、子会社の取締役および監査役などと意思疎通および情報交換を図り、事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査するものとする。

⑧ その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制、および監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

- イ. 監査役会が必要と認めたときは、取締役、使用人および会計監査人などを監査役会に出席させて、その報告または意見を述べる機会を確保する。
- ロ. 緊急の監査費用や利益相反取引など、監査役が自らの判断により必要と認め、弁護士などの外部専門家を起用する場合に生ずる費用などについては、これを適正に処理することを保証する。

⑨ 反社会的勢力を排除するための体制

イ. 「三愛石油グループの倫理行動憲章」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して接触を持たず、毅然とした態度で臨む。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

法令および社内ルールの順守や企業倫理の啓発に関しては、「三愛石油グループの倫理行動憲章」の周知徹底を図るとともに、「倫理委員会」を12回開催し、当該委員会において検討された倫理問題に関して、社内ニュースの配信やeラーニングによる教育を実施いたしました。また、「公益通報者の保護に関するガイドライン」に基づく公益通報相談窓口により、法令違反や不正行為等の早期発見と是正に努めました。

② リスク管理体制

「三愛石油グループCSR委員会」を4回開催し、当社グループの経営に重大な影響をおよぼすリスク項目の確認および見直しを実施し、具体的対応策や予防策等の検討をおこないました。当該委員会での審議結果については、四半期毎に取締役会に報告いたしました。

「倫理委員会」以外の「三愛石油グループCSR委員会」傘下の各委員会の活動は以下のとおりです。

- イ. 「危機管理委員会」では定例の委員会を4回開催し、事件や事故の報告と再発防止策の検討をおこなうとともに、新型コロナウイルス対策として臨時委員会を開催し、感染リスク回避と感染拡大防止について協議をおこないました。また、地震など災害に対するBCPを検討し、これに基づき事業所毎に訓練を実施いたしました。
 - ロ. 「環境安全委員会」を5回開催し、危険物を取り扱う事業所での法令に基づく有資格者による業務遂行を確認するとともに、環境安全監査の実施状況や指摘事項およびその是正状況について報告がおこなわれ、環境の保護や安全の確保等について審議いたしました。
 - ハ. 「個人情報管理委員会」を4回開催し、個人情報の保護に関するeラーニングによる教育や個人情報の取り扱いに関する自主監査の実施、個人情報管理台帳の更新について審議し、個人情報の保護を図りました。
- 二. 「品質保証委員会」を3回開催し、当社で製造されるすべての製品を対象とし、新製品や処方変更等が必要とされる場合において事前審査を実施することで、製造物の欠陥に起因する損害賠償請求やクレーム等の未然防止に努めました。

③ 子会社管理体制

当社は、「三愛石油グループ会社の運営管理規程」を定めており、子会社の重要な業務執行について決裁承認等をおこないました。また、三愛石油グループ全体の公益通報相談窓口により、法令違反や不正行為等の早期発見と是正に努めました。

④ 監査および財務報告にかかる内部統制の体制

当社の監査・内部統制部および子会社の監査部門は連係して内部監査を実施いたしました。内部監査における指摘事項とその是正の状況は常勤役員会および監査役会に報告され、共有化が図られています。また、「内部統制委員会」を5回開催し、三愛石油グループの財務報告にかかる内部統制の整備・運用状況を確認しています。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

上場会社である当社株式は、株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、当社はこれを一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社やその関係者に対し高値で株式を買い取ることを要求するもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資することにならないものも少なくない。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えている。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような者による当社株式の大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えている。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2008年6月27日開催の第77回定時株主総会決議により「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、2011年6月29日開催の第80回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）として一部変更のうえ継続した。その後、2014年6月27日開催の第83回定時株主総会および2017年6月29日開催の第86回定時株主総会において本プランの継続を決議している。

イ. 本プランの概要

ａ. 大規模買付ルールの概要

本プランは、当社株式について、20%以上の議決権割合とすることを目的とする買付行為、または結果として議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為をおこなう者を「大規模買付者」という。）がおこなわれた場合、それに応じるか否かを株主のみなさまが判断するに必要な情報や時間を確保するため、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものである。

ｂ. 対抗措置の内容

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款上検討可能な対抗措置を取り、大規模買付行為に対抗する場合がある。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとする。

ｃ. 対抗措置の発動条件

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取らない。ただし、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合または大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、対抗措置を取ることができる。なお、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動の決定に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非等について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが順守されているか否か、十分検討したうえで対抗措置の発動の是非等について勧告をおこなうものとする。

当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動等を決定することができる。なお、独立委員会より、株主総会を招集し株主のみなさまのご意見を確認する旨の勧告があり、当社取締役会としても、株主のみなさまのご意見を尊重し、確認することが適切であると判断した場合には、当社取締役会は株主

総会を招集することとし、株主のみなさまのご判断による対抗措置の発動、不発動の決定（普通決議による決定）ができるものとする。

ロ. 本プランの有効期間

本プランの有効期間は3年間（2020年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含む）については、定時株主総会の承認を得ることとする。ただし、有効期間中であっても、株主総会において本プランの変更または廃止の決議がおこなわれた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとする。また、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

③ 本プランに関する当社取締役会の判断

本プランは、中長期的視点から当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上のための具体的な方策であり、基本方針に沿うものである。また、以下のように合理性が担保されており、基本方針に照らして当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えている。

- イ. 経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足している。また、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものである。
- ロ. 合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されている。
- ハ. 当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社における決定の合理性・公正性を担保するため、社外取締役、社外監査役および社外有識者の中から選任する独立委員会を設置することとしている。
- 二. 株主意思を重視するものであり、本プランの継続について定時株主総会の承認を得るものとしている。また、有効期間中であっても、株主総会の廃止の決議により本プランは廃止されるものとしている。
- ホ. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではない。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第89期 2020年3月31日現在
資産の部	
流動資産	77,939
現金及び預金	37,047
受取手形及び売掛金	34,446
有価証券	500
商品及び製品	4,754
仕掛品	123
原材料及び貯蔵品	90
その他	1,388
貸倒引当金	△410
固定資産	101,284
有形固定資産	52,297
建物及び構築物	21,335
機械装置及び運搬具	7,084
土地	19,590
リース資産	1,704
建設仮勘定	1,711
その他	871
無形固定資産	1,700
のれん	532
その他	1,167
投資その他の資産	47,286
投資有価証券	18,893
長期貸付金	18
繰延税金資産	752
退職給付に係る資産	1,633
差入保証金	25,255
その他	832
貸倒引当金	△98
資産合計	179,224

科目	第89期 2020年3月31日現在
負債の部	
流動負債	59,688
支払手形及び買掛金	39,744
短期借入金	200
1年内返済予定の長期借入金	2,601
リース債務	444
未払法人税等	3,115
賞与引当金	1,800
役員賞与引当金	104
完成工事補償引当金	0
工事損失引当金	5
資産除去債務	1
その他	11,668
固定負債	20,749
長期借入金	7,361
リース債務	1,425
繰延税金負債	2,788
再評価に係る繰延税金負債	809
役員退職慰労引当金	150
特別修繕引当金	183
退職給付に係る負債	233
資産除去債務	639
その他	7,158
負債合計	80,437
純資産の部	
株主資本	92,641
資本金	10,127
資本剰余金	4,288
利益剰余金	79,612
自己株式	△1,386
その他の包括利益累計額	1,525
その他有価証券評価差額金	2,077
土地再評価差額金	△368
退職給付に係る調整累計額	△183
非支配株主持分	4,619
純資産合計	98,786
負債・純資産合計	179,224

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第89期 2019年4月 1日から 2020年3月31日まで	
売上高		
商品売上高	663,424	667,929
完成工事高	4,504	
売上原価		
商品売上原価	611,654	615,762
完成工事原価	4,108	
売上総利益		52,166
販売費及び一般管理費		41,194
営業利益		10,971
営業外収益		
受取利息及び配当金	863	1,449
軽油引取税交付金	145	
受取補償金	131	
その他	308	
営業外費用		
支払利息	344	481
貸倒引当金繰入額	1	
事務所移転費用	48	
その他	86	
経常利益		11,940
特別利益		
固定資産売却益	1,641	1,644
投資有価証券売却益	2	
特別損失		
固定資産除売却損	401	641
投資有価証券評価損	124	
減損損失	115	
投資有価証券売却損	0	
税金等調整前当期純利益		12,943
法人税、住民税及び事業税	4,802	4,450
法人税等調整額	△351	
当期純利益		8,492
非支配株主に帰属する当期純利益		327
親会社株主に帰属する当期純利益		8,164

連結株主資本等変動計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,127	4,288	73,491	△1,385	86,521
当期変動額					
剰余金の配当			△976		△976
剰余金の配当（中間配当）			△976		△976
土地再評価差額金の取崩			△90		△90
親会社株主に帰属する当期純利益			8,164		8,164
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	6,121	△0	6,120
当期末残高	10,127	4,288	79,612	△1,386	92,641

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	6,363	△458	43	5,948	4,471	96,941
当期変動額						
剰余金の配当				－		△976
剰余金の配当（中間配当）				－		△976
土地再評価差額金の取崩		90		90		－
親会社株主に帰属する当期純利益				－		8,164
自己株式の取得				－		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,286		△227	△4,513	147	△4,365
当期変動額合計	△4,286	90	△227	△4,423	147	1,844
当期末残高	2,077	△368	△183	1,525	4,619	98,786

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第89期 2020年3月31日現在
資産の部	
流動資産	62,745
現金及び預金	34,474
受取手形	485
売掛金	15,512
有価証券	500
商品及び製品	671
原材料及び貯蔵品	13
前渡金	466
前払費用	160
短期貸付金	10,177
その他	293
貸倒引当金	△10
固定資産	63,281
有形固定資産	30,149
建物	3,008
構築物	11,829
機械及び装置	4,043
車両運搬具	235
工具器具及び備品	350
土地	8,103
リース資産	887
建設仮勘定	1,691
無形固定資産	457
借地権	6
商標権	0
ソフトウェア	412
その他	39
投資その他の資産	32,674
投資有価証券	17,226
関係会社株式	13,503
出資金	2
従業員に対する長期貸付金	11
関係会社長期貸付金	217
破産更生債権等	8
長期前払費用	253
前払年金費用	715
差入保証金	607
その他	192
貸倒引当金	△65
資産合計	126,026

科目	第89期 2020年3月31日現在
負債の部	
流動負債	36,900
買掛金	11,656
短期借入金	14,635
1年内返済予定の長期借入金	2,100
リース債務	197
未払金	75
未払費用	677
未払法人税等	859
前受金	2,589
預り金	214
賞与引当金	631
役員賞与引当金	59
設備関係未払金	2,911
仮受金	292
固定負債	12,338
長期借入金	5,500
リース債務	765
繰延税金負債	1,532
再評価に係る繰延税金負債	902
資産除去債務	164
預り保証金	3,334
その他	139
負債合計	49,239
純資産の部	
株主資本	74,538
資本金	10,127
資本剰余金	4,407
資本準備金	2,531
その他資本剰余金	1,875
利益剰余金	61,380
その他利益剰余金	
土地減価積立金	42
償却資産圧縮積立金	1,034
土地圧縮積立金	105
特別償却準備金	24
別途積立金	21,000
繰越利益剰余金	39,173
自己株式	△1,376
評価・換算差額等	2,248
その他有価証券評価差額金	2,203
土地再評価差額金	44
純資産合計	76,786
負債・純資産合計	126,026

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第89期 2019年4月 1日から 2020年3月31日まで	
売上高		
商品売上高	251,075	
航空燃料等取扱収入	7,109	
その他収入	1,190	259,376
売上原価		
商品売上原価		241,521
売上総利益		17,854
販売費及び一般管理費		12,506
営業利益		5,348
営業外収益		
受取利息	215	
有価証券利息	3	
受取配当金	1,779	
貸倒引当金戻入額	0	
雑収入	533	2,532
営業外費用		
支払利息	251	
貸倒引当金繰入額	1	
事務所移転費用	50	
雑損失	31	335
経常利益		7,545
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	0	1
特別損失		
固定資産除売却損	190	
投資有価証券評価損	121	
減損損失	26	339
税引前当期純利益		7,207
法人税、住民税及び事業税	1,711	
法人税等調整額	107	1,818
当期純利益		5,389

株主資本等変動計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本												自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金									
		資 本 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	土 地 減 価 積 立 金	償却資産圧縮 積 立 金	土 地 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合計			
当期首残高	10,127	2,531	1,875	4,407	42	1,188	105	44	21,000	35,654	58,035	△1,375	71,193	
当期変動額														
剰余金の配当				－						△976	△976		△976	
剰余金の配当 (中間配当)				－						△976	△976		△976	
土地再評価差額金の取崩				－						△90	△90		△90	
償却資産圧縮積立金の取崩				－		△154				154	－		－	
特別償却準備金の取崩				－				△19		19	－		－	
当期純利益				－						5,389	5,389		5,389	
自己株式の取得				－							－	△0	△0	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				－							－		－	
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△154	－	△19	－	3,519	3,345	△0	3,344	
当期末残高	10,127	2,531	1,875	4,407	42	1,034	105	24	21,000	39,173	61,380	△1,376	74,538	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,359	△45	6,314	77,507
当期変動額				
剰余金の配当			－	△976
剰余金の配当 (中間配当)			－	△976
土地再評価差額金の取崩		90	90	－
償却資産圧縮積立金の取崩			－	－
特別償却準備金の取崩			－	－
当期純利益			－	5,389
自己株式の取得			－	△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△4,155		△4,155	△4,155
当期変動額合計	△4,155	90	△4,065	△721
当期末残高	2,203	44	2,248	76,786

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

三愛石油株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 櫻井 紀 彰 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮原 さ つ き ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三愛石油株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三愛石油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

三愛石油株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 櫻井紀彰 ㊞

公認会計士 宮原さつき ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三愛石油株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

三愛石油株式会社 監査役会

常勤監査役 水谷知彦 ㊟

常勤監査役 隼田 洋 ㊟

社外監査役 長崎武彦 ㊟

社外監査役 豊泉貫太郎 ㊟

社外監査役 河野博文 ㊟

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

TOPICS 三愛石油(株)羽田支社 新貯油タンクの完成と防災体制の強化

2020年2月、三愛石油(株)羽田支社において増設工事を進めていた航空燃料用の貯油タンク2基が完成しました。これに伴い、防災センターを新設し自衛防災組織の防災要員が365日24時間体制で常駐するなど、防災体制の強化を図りました。完成後には東京消防庁等にご協力いただき、消防関連車両23台が出動する大規模な消防演習を実施しました。
※貯油タンクは合計10基となりました。



消防演習 一斉放水の様子



消防演習 状況報告の様子

定時株主総会会場ご案内図

会 場

東京都千代田区大手町二丁目3番2号
大手町プレイス イーストタワー10階 当社会議室

交通機関

東京メトロ大手町駅A5出口徒歩1分
JR東京駅丸の内北口徒歩7分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。